

情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会
周波数管理・作業計画委員会第 12 回会合議事概要

- 1 開催日時
平成 29 年 5 月 19 日（金） 13:00～15:08
- 2 場所
総務省（合同庁舎第 2 号館） 11 階 第 3 特別会議室
- 3 出席者（敬称略）
 - ・ 専門委員：
小林 哲、岩間 美樹、梅田 成視、小笠原 守、加保 貴奈、田村 知子、西田 幸博、橋本 明、松永 彰、矢野 由紀子
 - ・ 関係者：
石田 和人、金子 雅彦、亀谷 収、工藤 則安、久保田 文人、小出 孝治、河野 健司、篠原 真毅、庄木 裕樹、高尾 浩平、高田 仁、田北 順二、龍野 真哉、田中 謙治、土屋 良起、中村 隆治、博多 宣雄、藤本 卓也、森本 伸一、渡邊 恒彰
 - ・ 事務局：
網野 尚子、安田 匡宏、小木曾 彩菜、横田 幸男、竹村 崇裕、鮫島 清豪
- 4 議事
 - 1 RAG 会合について
 - (1) 会合の結果報告
 - 2 SG 1 関連会合への対応について
 - (1) WP 1A, 1B 会合（平成 28 年 11 月開催）の結果報告
 - (2) 提出予定日本寄与文書等（案）の審議
 - (3) 対処方針（案）の審議
 - 3 その他
- 5 議事概要
 - (1) RAG 会合（平成 29 年 5 月）の結果について
資料 12-1 に基づき、事務局より説明が行われた。意見交換での主なコメントは以下のとおり。
 - （西田）事務局からの報告事項以外で補足すると、周波数管理に係る ITU-R SG 1 から ITU-D への入力文書が ITU-D 側で適切に反映されていない現状について時間をかけて議論が行われ、ITU-D へリエゾン文書を入力し対応することとなった。
 - （主査）日本寄与文書として入力した注記・脚注についての議論は、次回に向けて具体的な検討を続けていくという理解でよいか。

(西田) そのように進めたい。今会合では、注記・脚注の定義が不明確であるという問題提起に留まっているので、次回はより意図を明確にできるような提案を行いたい。イラン等から、本件は RAG で議論するものではない旨のコメントがあったが、日本の提案内容への誤解があると思われるので、丁寧に説明して理解を得られるよう努めたい。

(主査) 次会合での提案に向けて、事務局でも作業をリードしてほしい。

(2) WP 1A, 1B (平成 28 年 11 月) の結果について

資料 12-2(参考資料1)に基づき、事務局より説明が行われた。意見交換での主なコメントは以下のとおり。

(主査) 放射妨害波の許容値に関する説明については、「日本と EBU の見解の相違により」という表現がよいと思う。

(事務局) そのように修正する。

(3) SG 1 ブロック会合 (平成 29 年 6 月) へ入力する寄与文書 (案) について

SG 1 ブロック会合における日本寄与文書 (案) 等について、資料 12-3-1~12-3-3 については (国研) 情報通信研究機構 寶迫氏より、資料 12-3-4 については事務局より、資料 12-3-5 及び 12-3-6 については (株) 東芝 庄木氏より、資料 12-3-7 についてはオムロン (株) 藤本氏よりそれぞれ説明が行われた。意見交換での主なコメントは以下のとおり。

■資料 12-3-1~12-3-3 について

(橋本) 説明の 3 件は WP1A のアウトプットに対する提案であり、WP5A,5B へ入力した日本寄与文書へのリエゾン文書が WP1A に入力されたことを受け、フォローするものであると思われる。WRC-19 議題は周波数範囲を 275-450GHz までとしているものの、今回は 3 件とも 325GHz までに集中させるという趣旨かと思うが、必ずしも WP1A の中で 325GHz までに集中させることで意見がまとまっているわけではないようであるので、WP5A,5C からリエゾンが発出される際に、小川氏にコンタクトパーソンになって頂くとともに、WP1A 会合で日本としての提案の進め方を説明していただきたい。

(寶迫) 承知。

(主査) 各 WP での円滑な議論を期待する。全体として順調に進んでいるという理解でよいか。

(寶迫) 多くの方にフォローいただき、順調に進んでいる。

■資料 12-3-4 について

(橋本) Correspondence Group (CG) に我が国から提案を行ったとのことだが、今回 2 度目の提案を行うということか。それは CG に入力した提案の修正ということか。本来、直近の CG で既に日本提案を入力した場合、WP に改めて入力する必要はない。CG がだいが前のもので、以前入力した

日本提案が反映されていないので今回入力するという事か。

- (事務局) 日本の提案が未反映であるため、今回 WP に入力するものである。
- (橋本) CG に一度提案した点を寄与文書本文で言及するかどうかは入力者の判断によるが、CG への入力に文書番号がついてフォーマルに参照可能であれば、今回の寄与文書に記載するという方法もある。エディトリアルな部分では、Japan comment は、Japan note と記載することが一般的である。また、note とする場合字体はイタリックにするので、修正いただくとよい。
- (事務局) 承知。
- (西田) CG に入力し議論された結果の報告に日本提案が反映されていないので、今回別途入力するものという理解でよいか。
- (事務局) CG では議論がまだ行われていないため、改めて WP に寄与文書を入力する。
- (主査) 本来 CG のリーダーが入力文書をまとめ、結果を WP へ報告する義務があるが、(WP の間に開催する) CG や Rapporteur Group (RG) への入力は国内委員会に諮らないのかという問題がある。これまであまり例がなく、内容や案件の重さに応じて判断し委員会に諮らないということもあったが、この点は案件の専門性によると思われる。国内調整が必要かどうかの判断基準として、例えば電波監視技術のように主管庁担当課において適切に把握・対処が可能な案件であれば(委員会に諮らずとも)よいが、複数の部門に関連するワイヤレス伝送のように環境面での干渉といった議論が必要な場合は委員会に諮る、そういう整理としたいがよろしいか。(異議なし)

■資料 12-3-5 及び 12-3-6 について

- (西田) 放射妨害波の許容値について、日本と EBU の提案に 40dB 以上の乖離があるとしているが、EBU が提案している-47.5dB は受信機入力における値のこと。一方、日本が提案している-2dB というのは WPT から 10メートルの距離における値であり、これらを直接比較すべきではない。また、日本が提案する値は IH 調理器の CISPR 基準に準拠しており、放送側への妨害はないとしているが、それをもって直ちに WPT の場合も妨害がないとはならないのではないかと。基準値だけではなく、実態値も含めて考える必要がある。確かに IH 調理器では問題は確認されていないが、IH 調理器と WPT の放射妨害波のスペクトル特性は同じなのか。スペクトル特性が異なれば影響も変わってくる。

日本の提案の中で、WPT からの放射妨害波を環境雑音以下に抑えるとしている点は説得力があり良いと思うが、この主張の根拠としている実験結果はアーバンエリアを対象としており、世界中のあらゆる場所に適用するには十分な基準ではないのではないかと。また、ルーラルエリアでは、アーバンエリアより離隔距離を確保できるという点だが、確かに離隔距離だけでみ

れば放射妨害波は小さくなるが、環境雑音も小さくなっているはずなので、トータルで話をしなければ説得力がない。

- (庄木) WP 6A からの意見ということで、会合までに検討したい。EBU と考え方が違うのは承知しており、異なる意見が出ることは理解している。本寄与文書は、日本が行った実験結果を淡々と説明するもの。WPT の放射妨害波を環境雑音以下の抑える話は、ワイヤレス電力伝送作業班で議論されたものであり、NHK から提示された数値を条件として設定している。
- (主査) CISPR 関係者の見解はどうか。
- (久保田) CISPR での専らの議論は基本波の許容値についてである。問題となっているのは高調波ではなく基本波であり、高調波については、現時点では従来の許容値に手を加えることを考えてはおらず、将来的な話であると理解している。CISPR では、WPT は ISM の一種として捉えているものの、ITU では ISM かどうかもオープンイシューであると思われる。つまり、現在の CISPR 規格は ISM 機器としてのものであり、WPT として適切な規格であるかどうかということは議論の余地があると認識している。
- (主査) 放送の保護基準をベースとした議論は、放送に対して他の無線局が妨害を与えるかどうかというもので、免許を受けて運用される無線局が、他の無線局へ干渉することは許されないという立場によるもの。一方、WPT は、無線局ではないという整理が大半である。個別の許可ではなく、一定の基準を満たしているということで一律に認証を与えた製品が市場に出回ると、場合によっては他の無線局に干渉を起こすおそれがあるが、その場合は、欧州では事後に国が関与する体制である。また、日本も電波法に基づき事後的に処置が行われる。無線局ではないものについての基準は免許局同士の基準ほど厳しくなく、一定の確率以下で起こり得る問題については、事後的な処置がとられていることになっている。
- (西田) 日本国内で放送側と WPT 推進側が合意した基準を否定するつもりはないが、日本国内の合意は高い電界強度かつ環境雑音も高いという前提に基づいているものである。EBU の主張は、放送サービスは低電界強度かつ環境雑音も少ない場所でも行われているので、そこも保護できないと困るということ。
- (庄木) 厳しい条件下での共用は、法的に対処可能と説明し、日本の考え方は整理しているつもりである。この考え方で放送側とは合意できるか、どこで折り合いをつけるかを協議したいと考えている。
- (西田) 一律の基準ではなく、環境に応じた基準を設定する方法が考えられるのではないか。
- (庄木) ITU-R では周波数の特定が最重要であり、条件付きや場合分けといった許容値を決めるのは CISPR の仕事であると認識しているが、指摘を踏まえて対応を検討していきたい。
- (主査) 関係者で修正内容を検討する。寄与文書は出すということで合意。

■資料 12-3-7 について

- (主査) 日本寄与文書とすることについて議論があると聞いている。理由の説明をお願いしたい。
- (事務局) Beam WPT は現時点で割当てべき周波数帯が確定していないため、被干渉側システムが特定されず、また干渉検討体制が確立されていない現状につき、日本寄与文書とすることは現段階では時期尚早という認識である。
- (主査) 他の SG でこういうケースはあるのか。
- (橋本) 事務局や主査一任かと思うが、今後の日本の電波政策に支障がないという前提で、各国の反応を見るためにセクターメンバーから寄与文書を入力し、次会合では日本寄与文書として補強するというかたちはある。
- (主査) 本寄与文書は基本的に目次案であり、共存検討が今後必要ということを提案する寄与文書であるが、今回日本寄与文書として入力して後から困ることがないように、日本寄与文書ではないかたちで同等の内容をインプットできる手段があればそのようにしたい。現在の状況では、日本寄与文書とすることは委員会として認めがたいという印象。
- (庄木) Beam WPT については、2020 年を目処に早いうちに国際的に展開したいという希望がある。共存検討も始めている段階であるが、関係者と議論を早急に開始するために寄与文書を入力したいと考えている。マイクロ波を用いた Beam WPT は ISM バンドを利用するものが多く、外国企業の中には共存検討は不要ということを主張するところもある。日本としては ISM バンドでもきちんと共存検討することを主張すべきだと思うので、日本寄与文書としてこの考え方を入れた方がいいと考えている。日本として主張したい、というのがこの提案の背景である。
- (橋本) 具体的な周波数を示しているのが問題であれば、そういったテキストは取り除いて、セクションタイトルのみで一般論として入力するのはどうか。
- (主査) BWF からのリエゾンバックとする場合は、この委員会の審議事項ではない。その扱い含めて関係課と協議してほしい。

(4) 対処方針（案）の審議について

SG1 ブロック会合における日本の対処方針（案）について、事務局より説明が行われた。意見交換での主なコメントは以下のとおり。

- (主査) 寄与文書案7件目の Beam WPT は日本寄与文書とするか不明であったため対処方針に記載していないが、基本的な対処方針の原則論で読むこととしたい。
- (西田) 2(1)の背景説明で「約 40dB 以上低い」とあるが、既に述べたとおり、これは手法の違いというよりも前提とする条件の違いであり、修正したほうがよい。

(5) その他

事務局より、本日のコメントを受けて資料修正を行う場合は、5月30日(火)までに事務局宛に送付し、メール審議に諮ることとされた。また、SG1ブロック会合の外国寄与文書審議表については別途メール審議とする旨が周知された。

次回の周波数管理・作業計画委員会は、本年11月に開催が予定されているWP1A, 1B会合の対処を検討するため10月頃開催予定であり、日程については主査と相談した上で別途案内する旨が周知された。

以 上